

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 梅津 聡

下記のとおり一般競争入札を実施するので関係事項等承知の上参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：全国物流便荷役等輸送役務（朝霞物流ターミナル）
- (2) 履行場所：仕様書のとおり
- (3) 履行期限：仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から事務次官通達に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係がある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (5) 第3号の「資本関係又は人的関係がある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）が、(イ)については子会社の一方が、会社更正法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (6) 令和7・8・9年度一般競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知を受けた者のうち、「役務の提供」の等級格付が「C等級以上」の資格を有する者
- 3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所
- (1) 入札及び契約心得等については中央輸送隊会計科及び横浜駐屯地ホームページに掲示する。
- (2) 適用する契約条項
陸上自衛隊共通契約条項中、駐屯地用標準契約書に示す下記条項
ア 「役務請負契約条項」
イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
- 4 各種日時及び場所
- (1) 入札説明会：実施しない（質疑等は随時受付）
- (2) 入札日時：令和8年8月24日（月）11時00分 陸上自衛隊横浜駐屯地入札室
- 5 保証金等に関する事項
- (1) 入札保証金：免除とする。
- (2) 契約保証金：免除とする。
- (3) 違約金に関する事項：落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (4) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。
- 6 入札方法
- (1) 郵便入札により提出する場合
ア 入札書を「（入札の件名）入札書在中」と明記した封筒に入れて封印する。
イ 上記封筒を、令和8年8月21日（金）13時までに横浜駐屯地中央輸送隊会計科に必着するように送付するとともに、郵送した旨を第11項（6）の「入札に関する事項への問い合わせ先」に通報すること。
- (2) 持参により提出する場合
入札書を「（入札の件名）入札書在中」と明記した封筒に入れて封印し、令和8年8月24日（月）10時00分までに、横浜駐屯地中央輸送隊会計科契約班の者と直接手交すること。
- 7 入札の無効
- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額が明瞭でない入札、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい入札（押印しない場合は代表者名（役職含む）及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）の記載のない入札）
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に違反する事態が生じた場合の入札
- 8 契約書作成の要否
落札決定後、遅滞なく別に示す様式により作成する。
- 9 落札決定方法
- (1) 総額が当該所定の予定価格の範囲内でかつ最低価格の入札者をもって落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（※消費税抜きの金額を記載）。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札者がいないときは別に示す時期に再度の入札を行う。

- (4) 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調達基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する場合があります。
- (5) 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。その説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされない恐れがある」ものとして落札者としなない可能性があります。

10 入札書に記載すべき事項

- (1) 第2号に示す内容について誓約の上、入札書に付記すること。
- (2) 「「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」

11 その他

- (1) 入札参加希望者は、令和8年8月19日（水）17時までに会計科契約班に連絡すること。
- (2) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (3) 入札に参加する者は、入札時までに資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (4) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時までに委任状を提出すること。
- (5) 電信電話、FAXによる入札は認めない。
- (6) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒240-0062
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岡沢町273
陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊
会計科 担当：吉田、山崎
TEL 045-335-1151（内線338又は337）
- (7) 仕様書に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊 横浜駐屯地 中央輸送隊
運用科 担当：井上
TEL 045-335-1151（内線273）

仕 様 書

名 称	全国物流便荷役等輸送役務（朝霞物流ターミナル）	作成部隊	中央輸送隊
作成年月日	令和 8 年 5 月 2 5 日	仕様書番号	中輸運－ 3 6

1 適用範囲

この仕様書は、朝霞物流ターミナルの荷役等、全国物流便等の業務委託について規定するものとする。

2 用語の定義

(1) 朝霞物流ターミナル

陸上自衛隊朝霞駐屯地内にある物流ターミナル
別紙第 1 「朝霞物流ターミナル配置図」

(2) 陸自物流便

陸上自衛隊が運営する全国の各駐屯地を結ぶ物流ネットワーク
朝霞物流ターミナルには、15 の路線が接続しておりその名称は別紙第 2 のとおり
別紙第 2 「朝霞物流ターミナル接続路線一覧」

(3) 物流関連施設

朝霞物流ターミナル、朝霞駐屯地内の倉庫及び当該施設周辺地域で、陸自物流便の荷役及びに荷役に必要なデータの作成・共有を行う施設の総称

(4) 貨 物

陸自物流便で取扱う陸自補給品等（弾薬、武器、燃料を除く。）

(5) 荷 役

物流関連施設において実施する検数、引受、引渡、積載、卸下、仕分け及び一時保管

(6) 検 数

役務業者が準備するタブレット等機材を使って官側が利用している発送伝票に記載された QR コードを読み込み、官側が作成して提供した輸送品目一覧表のデータとの整合を確認する行為

(7) 引 受

陸自物流便で運ぶ貨物を物流関連施設において朝霞駐屯地に所在する部隊から受け取る行為

(8) 引 渡

陸自物流便で運ばれてきた貨物を物流関連施設において朝霞駐屯地に所在する部隊へ引き渡す行為

(9) 卸 下

輸送車両の車上にある貨物を荷降ろしし、物流関連施設内へ運ぶ行為

(10) 仕分け

物流関連施設内にある貨物を行先路線別に分けて集積する行為

(11) 一時保管

日を跨いで発送又は引渡す貨物を物流関連施設内に保管する行為

(12) 輸送品目一覧表類

官側が作成する「輸送品目引受一覧」、「輸送品目積載一覧」、「輸送品目卸下一覧」及び「輸送品目引渡一覧」

(13) 「支援機能」

官側が役務業者に無償貸与するソフトウェアである「輸送品目状況登録支援機能」

(14) 先任荷役作業員

荷役現場における役務業者の作業員を代表する者であり、作業口責任者及び作業員への命令及び指示を行う者

(15) 作業口責任者

先任荷役作業員の命令及び指示の下、2箇所ある作業口それぞれに1名ずつ配置する各作業口の作業員を指揮する者

3 本事業の概要

(1) 概 要

陸自物流便のハブ拠点である、朝霞物流ターミナルで行う業務を役務業者に移管し、その実行性を検証する。

(2) 時 期

令和8年9月28日（月）～ 令和8年12月25日（金）

4 役務内容

(1) 準 備（「支援機能」動作検証及び研修）

ア 期 間

令和8年9月28日（月）～令和8年10月16日（金）（基準）

イ 作業時間

日々1000から1200（基準）

ウ 準備要領

(ア) 「支援機能」動作検証

- a 役務業者は、検数に必要なタブレット等器材及びQRコードリーダーを検証開始までに準備

- b 役務業者は、官側が提供する「支援機能」及び「SQLサーバー」をタブレット等器材へインストールし、「支援機能」が正常に機能することを官側と確認
- c 官側が提供する輸送品目一覧表類のデータをタブレット等器材に取り込み、「支援機能」が正常に機能することを官側と確認
- d タブレット等器材にQRコードリーダーを接続し、発送伝票のQRコードが読み込めること及び輸送品目一覧表類を取り込んだ「支援機能」が正常に機能することを官側と確認
- e 役務業者が「支援機能」を使用して作成したデータを官側へ提供し、正常に共有できることを官側と確認
- f 共有されたデータを官側のシステムで正常に読み込めることを官側と確認
- g 上記一連の内容において不具合が発生した場合、役務業者は官側に報告するとともに不具合を解決する処置を実施
- h 動作検証は、令和8年10月16日（金）までに完了

(イ) 研 修

役務業者は、物流関連施設において先任荷役作業員及び作業口責任者を含む役務業者所定の人員を連続する5日間（祝日を含む。）以上（水曜日を含む。）研修し、官側が実施する荷役要領を確認

(ウ) その他

朝霞駐屯地入門手続に時間がかかることが予想されるため、午前7時10分（基準）に朝霞門警衛所へ集合し、役務業者自ら入門手続を実施すること。

(2) 実施(荷役検証)

ア 期 間

令和8年10月19日（月）～令和8年12月25日（金）
（祝日を含み、土日の荷役作業を除く。）

イ 作業時間

上記期間で、午前7時30分～午後5時15分（休憩を含む。）（基準）

この際、貨物量が多い場合や輸送車両の到着遅れ等の際は、当日の決められた荷役完遂のため作業時間の基準によらず時間を延長する場合がある。

ウ 実施要領

(ア) 全 般

- a 令和8年10月19日（月）～12月25日（金）の間、準備（「支援機能」動作検証）で使用したタブレット等機材を使って検数を実施
- b 令和8年10月19日（月）～23日（金）の間、役務業者は、官側とともに荷役を実施し、業務に必要な事項を引き継ぐこと。
- c 令和8年10月26日（月）～12月25日（金）の間、役務業者のみで荷役を実施すること。

【参考：令和7年9月29日（月）～12月29日（金）（祝日を除く。）の取扱い貨物量の平均】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	合計
個数（コ）	1,033	39	1,400	253	925	3,652
重量（t）	24.8	0.2	42.8	5.7	27.7	101.2
容積（m ³ ）	134.3	3.6	174.0	24.5	119.0	455.4
輸送車両数※	25.3	1.0	27.4	6.4	21.1	

※輸送車両数は、卸下した車両数及び積載した車両数の合計

d 貨物量に応じて輸送車両数が増える場合にも当日の荷役作業終了するまで対応し、各日の運行路線は、前日（月曜日の場合は前週の金曜日）までに官側から情報提供する。

(イ) 荷役作業

- a 積載・卸下場所は2コ作業口を基準とする。
- b 各日運行計画に基づき物流関連施設に到着した輸送車両から卸下する貨物を検数し、物流関連施設に搬入して行先路線別に仕分けをすること。
- c 行先路線別に仕分けした貨物を輸送車両へ積載する前に検数し、車上へ積載すること。

この際、車上の積載場所は輸送車両操縦手に確認すること。

- d 検数をする際、貨物に貼付された発送伝票、貨物の荷姿、数量、寸法、重量等を確認するとともに、縛着されている場合は縛着状況及び外観の損傷の有無を確認し、貨物に損傷がある場合は、官側に報告すること。
- e 貨物の引受をする際、貨物に貼付された発送伝票の記載内容、貨物の荷姿、数量及び現物が整合していることを確認すること、また、縛着されている場合は縛着状況及び外観の損傷の有無を確認すること。確認の結果、発送伝票に不備がある場合及び輸送に耐えられない外装状況の場合は、発送伝票及び修正等が必要な処置について貨物を搬入した部隊に指示すること。
- f 貨物を受領者へ引渡をする際、貨物に貼付された発送伝票又は官側が提供する連絡先へ電話し部隊へ貨物の受取を指示すること。
- g 一時保管をする際、当日中に積載する貨物との混同防止に留意するとともに、発送又は引渡すまで屋内に保管又はシートによる雨風からの保護、施錠、縛着及び窃盗等の防止の措置を講ずること。

(ウ) 検数データ取扱い

- a 役務業者は、官側から提供される輸送品目一覧表類データをタブレット等器材に保存、「支援機能」の輸送品目一覧表類データを表示
- b 役務業者は、タブレット等機材及びQRコードリーダー貨物の発送伝票のQRコードを読み込み「支援機能」の輸送品目一覧表類データを更新すること。

- c 役務業者は、「支援機能」で更新された輸送品目一覧表類データと貨物の突合を確認すること。
- d 役務業者は、上記整合した輸送品目一覧表類のデータを官側へ共有するためデータを提供すること。

5 役務実施上の統制事項

- (1) 荷役検証において各曜日の物流関連施設での先任荷役作業員以下の人数は、下表の人数を基準とし、前日（月曜日の場合は前週の金曜日）までに官側へ作業員数を報告すること。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
作業員数	10	4	14	14	14

- (2) 役務業者が準備するタブレット等機材は以下のとおりとし、それぞれ4セットを準備すること。

ア タブレット又はパソコン端末に必要なスペック

- (ア) 官側が使用している使用タブレット（参考）

NEC製VKT40/S4-D

（CPU：インテルCore i5-1130G7プロセッサ）

（最大メモリ（メインメモリ）：16GB）

- (イ) Windows 11

- (ウ) Microsoft Excel 2021以降

- (エ) NET Framework有効化

- (オ) 官側とExcelデータ共有用としてUSB（Type-A）ポートを備えていること。

- (カ) 「支援機能」及び「SQLサーバー」がインストール可能で官側が提供するデータを一時的に保存可能な空き容量を有すること。

- (キ) 役務業者が準備するQRコードリーダーが接続可能であり、QRコードの情報を「支援機能」に反映可能であること。

- (ク) ウイルス感染防止対策及び蔓延防止処置を実施すること。

イ QRコードリーダー

ZEBCA製DS2278（参考：商品型番DS2278-USBR）

- (3) 役務業者は、官側より無償貸与された「支援機能」、「SQLサーバー」及び本事業で官側と共有したデータについて、本事業終了後、アンインストール及び削除し、官側の点検を受けること。
- (4) リーチ式又はカウンター式フォークリフトについて、1.5tフォークリフト及び3tフォークリフトをそれぞれ1台ずつ実施開始日の前日（土日を除く。）までに

準備すること。

この際、特異な貨物の取扱いが発生する場合は、器材の準備について官側と別途調整すること。

- (5) 役務業者は、前任荷役作業員 1 名及び作業口責任者 2 名を選定し、官側へ名簿を令和 8 年 9 月 25 日(金)までに通知すること。
- (6) 官側が実施する役務監督に伴う必要な調整は、前任荷役作業員を通じて実施すること。
- (7) 役務業者は、荷役作業に適した衣類、ヘルメット、手袋、安全靴等、作業員の安全に留意した服装を役務業者所定で準備すること。
- (8) 各日作業開始前に官側と役務業者との間でミーティングを行い、官側が当日の輸送品目一覧表類のデータ及び輸送計画表を印刷した紙を荷役業者へ提供するとともに、当日の荷役に必要な情報を共有する。
- (9) 各日作業終了後に官側と役務業者でミーティングを開催し、官側が翌日の輸送品目一覧表類をデータで提供するとともに、翌日の荷役に必要な情報を共有すること。
- (10) 役務業者は、本事業履行間、役務の実態について官側が実施する聴き取りに対して協力すること。
- (11) 物流関連施設内に役務業者及び作業員専用の更衣室及び休憩場所はないため、必要がある場合は官側と調整した上で役務業者が準備すること。
- (12) 不測事態発生時の処置
 - ア 貨物の不符号、損傷にあたっては、官側へ速やかに報告するとともに、必要な対応を行うこと。
 - イ 役務業者の責任の程度に応じ、その賠償責任を役務業者が負うものとし、賠償額については官側との協議による
 - ウ 本事業の履行に際し、役務業者が官側の管理する施設及び物品等に損傷を与えた場合、官側へ速やかに報告するとともに、役務業者の責任の程度に応じ現状復旧又は賠償を実施すること。

細部については官側と役務業者との協議による。
- (13) 落札後から本事業履行前の間、官側と細部業務予定について調整し、具体化し報告すること。
- (14) 本事業終了後に業者の視点から、本事業に関する提言について報告
 - ア 内容の細部について、官側から別途指示
 - イ 令和 8 年 12 月 25 日(金) (基準) 詳細は別途指示
- (15) 本仕様書に関する質問は、令和 8 年 8 月 28 日(金)までに中央輸送隊担当者に確認
- (16) 朝霞駐屯地への入門申請手続きのため、朝霞駐屯地へ出入りする人員、車両等に関する情報について官側へ通報

詳細は別途指示

6 情報流出防止

本役務の履行期間、これに伴う調整等において知り得た情報は、情報流出の措置を講じ、流出を防止すること。

7 その他

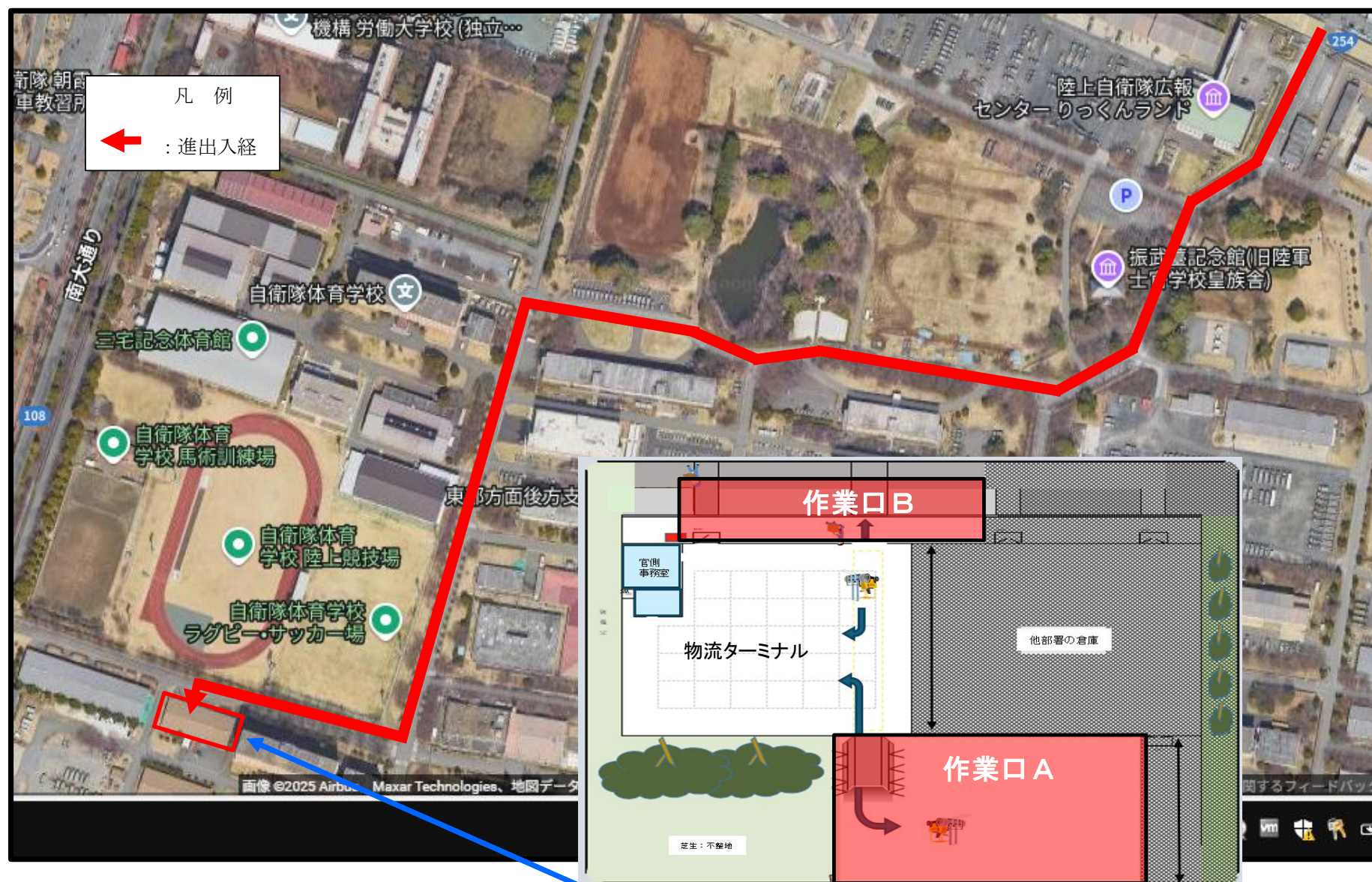
本仕様書の内容に抛り難い場合は、別途協議するものとする。

作成責任者

中央輸送隊運用科

2等陸佐 橋 本 陽 平

朝霞物流ターミナル配置図



朝霞物流ターミナル接続路線一覧

連 番	路線名等	備 考
1	東日本線	朝霞駐屯地と霞ヶ浦駐屯地、仙台駐屯地及び島松駐屯地間の路線
2	西日本線	朝霞駐屯地と桂駐屯地、目達原駐屯地間の路線
3	霞ヶ浦線	朝霞駐屯地と霞ヶ浦駐屯地間の路線
4	古河線	朝霞駐屯地と古河駐屯地間の路線
5	松戸線	朝霞駐屯地と松戸駐屯地間の路線
6	富士線	朝霞駐屯地と富士駐屯地間の路線
7	練馬線	朝霞駐屯地と練馬駐屯地間の路線
8	市ヶ谷線	朝霞駐屯地と十条及び市ヶ谷駐屯地間の路線
9	座間線	朝霞駐屯地と座間駐屯地間の路線
1 0	武山線	朝霞駐屯地と武山駐屯地間の路線
1 1	久里浜線	朝霞駐屯地と久里浜駐屯地間の路線
1 2	用賀線	朝霞駐屯地と用賀駐屯地間の路線
1 3	大宮線	朝霞駐屯地と大宮駐屯地間の路線
1 4	相馬原線	朝霞駐屯地と新町及び相馬原駐屯地間の路線
1 5	多摩線	朝霞駐屯地と立川、東立川及び小平駐屯地間の路線
1 6	その他	上記路線以外で必要に応じて臨時に構成

入 札 補 足 説 明 書

令和8年8月3日

入札参加業者各位

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 梅津 聡

入札にあたり、下記事項について統制するので了承の上、参加されたい。

記

1 件 名

全国物流便荷役等輸送役務（朝霞物流ターミナル）

2 契約区分

総額契約（確定契約）

3 入札方法等

- (1) 代理人により入札する場合は、入札開始前までに委任状を提出すること。
- (2) 入札の際、入札書（入札書鑑、内訳書及び単価積算表）は、封書に入れずに投函すること。
- (3) **入札書鑑に押印しない場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）を確実に記載すること。**
- (4) 開札の結果、落札者が無い場合は直ちに再度入札を実施するので入札書の予備を持参すること。
郵便入札による参加業者がいる場合については別示する。
- (5) 再度入札となった場合における内訳書及び単価積算表については後日提出を求める。
なお、再度入札を辞退する場合については辞退札を提出すること。

4 代金の確定要領

落札決定後の追加費用等の発生については原則認めない。ただし、不測事態の発生、仕様書内容の一部変更等、請負業者の責によらないもの又は官側の都合に基づくものについてはこの限りではない。
（朝霞駐屯地入門手続きに掛かる時間等も至当に見積もること）

5 その他

(1) 提出書類

ア **市価調査書（内訳書、単価積算表含む）を令和8年8月20日（木）12時までに提出**すること。提出要領については、FAX、メール又は持参とする。

イ 役務完了後、役務完了届を提出すること。様式については別途送付する。

(2) 質問事項等受付先（メール、FAX）

ア 入札、見積依頼に関すること

会計科 吉田、山崎 045-335-1151 内線338又は337

イ 仕様書に関すること。

運用科 井上 045-335-1151 内線273

ウ FAX番号 045-339-5181（共通）

(3) 上記受付先メールアドレスについては、参加希望業者に通知する。

令和8年8月3日

市 価 調 査 依 頼 書

入札参加業者 各位

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央輸送隊
会計科長 梅津 聡

入札に先立ち、別紙の市価調査を依頼致します。
本市価調査依頼は、予算把握の資料となるもので、決して貴社の不利益となるような
取扱いはしませんので御協力をお願いいたします。

- 1 名 称 : 全国物流便荷役等輸送役務（朝霞物流ターミナル）
- 2 仕 様 : 仕様書のとおり
- 3 提出期日 : 令和8年8月20日（木）12時まで（メール又はFAX）
- 4 記入要領等
 - (1) 記載する金額は、**税抜**でお願い致します。
 - (2) 本市価調査金額は、入札金額を拘束するものではありませんが、**努めて実勢
価格を反映**していただくようお願い致します。
 - (3) 示した費用項目以外の項目がある場合は、費用項目を追加していただい
ても結構です。その場合、追加した旨の一報をお願いします。
 - (4) 各項目で費用の該当のないものは、**空欄ではなく、斜線抹消するか、「0」
の記入**をお願いします。
 - (5) 内訳書は、**会社名、担当者名の記入**をお願いします。
 - (6) 本市価調査に関するお問い合わせ先またはFAX送付先

陸上自衛隊中央輸送隊会計科 担当：吉田、山崎
TEL 045-335-1151（内線：338又は337）
FAX 045-339-5181